

(4) 周辺の生活環境の保全と多頭飼育による動物虐待の防止

きちんと管理できる数を超える動物を飼うことによって、騒音や悪臭、動物の毛の飛散、衛生害虫の発生などで周辺の生活環境が損なわれている場合や、動物が衰弱するなどの虐待を受けるおそれがある場合には、都道府県知事等が飼い主等に対し、改善の勧告や命令を行います。



(5) 動物取扱業の規制

ペットショップやペットホテルなど営利性がある業は**第一種動物取扱業**、動物保護施設など営利性がない業で、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物を取り扱う場合は**第二種動物取扱業**となります。

これらの動物取扱業を行うときは、動物を適正に取り扱うための基準を満たした上で、都道府県知事等に登録や届出をしなくてはなりません。都道府県等の動物愛護担当職員は立入検査を行い、施設や動物の取扱い方法などに問題がある場合は、都道府県知事等が改善するように勧告や命令を行います。また、悪質な業者には、登録の拒否や取消し、業務の停止命令を行います。

⇒詳しくは p12「4 動物取扱業の規制 1.第一種動物取扱業」
p16「4 動物取扱業の規制 2.第二種動物取扱業」

(6) 危険な動物の飼養規制

人に危害を加える恐れのある動物として国が定めた危険な動物(特定動物)を飼う場合は、都道府県知事等の許可を受けなければなりません。

飼い主は、マイクロチップなどで動物の個体識別ができるようにし、動物が逸走できない構造の施設を設けて適切に管理しなくてはなりません。

⇒詳しくは p18「6 特定動物の飼養の規制」

(7) 犬及び猫の引取りと負傷動物の收容

都道府県等は、犬や猫の所有者などから引取りを求められた場合、引取りを行います。しかし、動物取扱業者から引取りを求められた場合、犬や猫の所有者などから引取りを繰り返し求められた場合、繁殖制限の助言に従わずに子犬や子猫を何度も産ませた場合、犬や猫の病気や高齢を理由とする場合など、終生飼養の原則に反している場合は、引取りを拒否することができます。